平成 25 年 2 月 15 日

各　　位

上場会社名　　帝 国 繊 維 株 式 会 社
代　表　者　　代表取締役会長　飯田 時章
(コード番号 3302)
問 合 せ 先　　取締役経営企画部長　阪田　繁
（TEL. ０３－３２８１－３０２２）

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 87 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的とし、当社取締役に対し株式報酬型ストック・オプションを割り当てるものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の付与個数の総数

年間 100 個を上限とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 100,000 株を上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。

なお、株式分割等を行うことにより、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日における当社株式の株価等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

（６）新株予約権の行使の条件

新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

（７）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

（８）その他の新株予約権の内容

上記（１）から（７）の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上